

配 付 要 領	総	個	資	法	諸	酒	管	徴	調	査
		a	b							



課資4—6

課審6—1

平成16年1月14日

国 税 局 長
殿
沖 縄 国 税 事 務 所 長

国 税 庁 長 官

「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の
非課税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによらるたい。

（趣旨）

租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いに関する基準等の改正に伴い、所要の整備を行ったものである。

記

昭和55年4月23日付直資2—181「租税特別措置法第

40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（法令解釈通達）について、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

なお、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の取扱いのうち当該改正に係るものについては、平成16年4月1日以後に行われる贈与又は遺贈について適用する。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>8 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>イからチ (省略)</p> <p>リ (省略)</p> <p>(イ) 同時に授業を受ける生徒定数は、原則として<u>80人以上</u>であること。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ヌ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>8 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>イからチ (同左)</p> <p>リ (同左)</p> <p>(イ) 同時に授業を受ける生徒定数は、原則として<u>150人以上</u>であること。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ヌ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>